

奈良県告示第四百七十号

美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十二条の三第二項に規定する講習会を次のとおり指定した。

平成二十九年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三一七一二六 有明フロンティアビルB棟九階
二 会場の運営及び窓口となる事務所の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町一三一一 双馬ビル四階四〇一号室

三 講習日程及び講習科目

1 日程

第一日	平成二十九年八月二十一日
第二日	平成二十九年八月二十八日
第三日	平成二十九年九月十一日

2 科目

美容所の衛生管理	十四時間
公衆衛生	四時間

四 講習会場

奈良県産業会館

大和高田市幸町二一三三 電話 ○七四五一一一七二二七

五 講習予定人員 九十人

六 講習料 一万八千円

七 受講についての問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町一ー三ー一 双馬ビル四階四〇一号室

電話 ○六一六九四二一六四五三